

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年八月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月二十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 練馬所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市大字下安松字下川原一八 一番一地从先から同市大字下安松 字下川原一八一番一地从先まで		区 間
二一・九〇ㄱ 二二・四八	九・三〇ㄱ 九・四〇	敷地の幅員 (メートル)
一・五〇		延長 (メートル)
道路施設整備事業に よる		備 考